

都市計画提案制度のお知らせ

～皆さんのまちづくり提案を都市計画にする仕組み～

平成14年度の都市計画法改正により、より良いまちづくりを進めるため、都市計画を提案できる制度が創設されました。この制度は、土地所有者等が一定の条件を満たした上で、さいたま市に都市計画の決定または変更の提案ができるものです。

本制度による都市計画手続きの流れ

街づくりの提案なら何でも提案できるの？

さいたま市が決定する都市計画の内容であれば、マスタープランを除くすべての計画について提案が可能です。

■事前相談(任意)

提案制度とさいたま市の都市計画をご説明するとともに提案にあたってのご相談をお受けします。

都市計画になじまない内容の場合、市の担当部署をご紹介します。

誰でも提案できるの？

- ①提案区域内の土地所有者または借地権者
- ②まちづくり活動を行っているNPO法人または公益法人

■都市計画の提案

提案に必要な書類をさいたま市に提出してください。
・提案に必要な条件を満たしていることを確認できたならば受理します。
・条件が満たされていない場合は、補正をお願いします。

提案に必要な条件とはどんなもの？

- ①提案される区域が、0.5ha以上の一体的な土地であること。
- ②提案の内容が、都市計画法に基づく都市計画の基準に適合していること。
- ③提案される区域内の土地所有者及び借地権者の2/3以上の同意が得られていること。

■さいたま市の判断

市は、提案内容にもとづき、都市計画決定(変更)する必要性を判断します。

必要と判断

不必要と判断

提案に必要な書類とはどんなもの？

- ①都市計画提案書
- ②計画説明書
- ③都市計画の素案
(計画書、総括図、計画図1/2,500、参考図)
- ④土地所有者等の同意書
(同意書、土地所有者等一覧表、登記簿謄本、公図等)
- ⑤周辺住民等への説明の経緯に関する資料
- ⑥周辺環境等への影響の検討に関する資料

■都市計画の決定(変更)をする場合

提案を踏まえ、市が案を作成し、市都市計画審議会の議を経るなどの手続きの後、決定(変更)の告示をします。

■都市計画の決定(変更)をしない場合

市が、市都市計画審議会の意見を聴いた上で、決定しない旨とその理由を提案者へ通知します。



お問い合わせ及び相談窓口

さいたま市 都市局 都市計画部 都市計画課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

電話：048-829-1403 FAX：048-829-1979

E-mail：toshi-keikaku@city.saitama.lg.jp